

令和2年度第2回新潟県立図書館協議会議事録

開催日時	令和3年1月27日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	新潟県立図書館2階「大研修室」（新潟市中央区女池南3丁目1番2号）
進行状況	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 新潟県立図書館運営基本方針について (2) 新潟県立図書館の今後の運営について 4 その他 5 閉会
委員出席状況	荻原委員長、吉田副委員長、朝日委員、猪俣委員、小島委員、齋藤委員、高橋委員、鶴田委員、西條委員
事務局出席状況	外丸図書館長、平田副館長、富岡企画協力課長、有本業務第1課長、野澤業務第2課長
傍聴者	3名

（富岡企画協力課長）

ではただいまから、令和2年度第2回新潟県立図書館協議会を開催いたします。私、県立図書館企画協力課長の富岡と申します。議事に入るまでの進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、初めに、当館館長の外丸からごあいさつ申し上げます。

（外丸館長）

館長の外丸でございます。委員の皆様には、本日ご多用のところ、委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また荻原委員長には、首都圏在住ということでございまして、新型コロナウイルス感染症への対応として、リモートによる出席をお願いしております。荻原委員長をはじめ委員の皆様には、何かとご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、会議次第にありますとおり、2つございます。新潟県立図書館の今後の運営の方向性について、県立図書館としてどのような役割を担っていくべきか、皆さんから忌憚のないご意見、質疑をいただきまして、活発な意見交換をお願いできればと考えております。

本日はできるだけ短時間で開催ということで、限られた時間ではございますが、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

（富岡企画協力課長）

それでは、事前に事務局から何点か報告をさせていただきます。まず本日の傍聴者です

けど、3名傍聴の方がいらっしゃいます。ご了解願いたいと思います。

また、この会議につきましては、議事録が情報公開の対象となっておりますので、あらかじめご了承ください。また、議事録作成の関係で、本日の会議を録音させていただきます。このため、委員の皆様には、発言の前にお名前をおっしゃっていただいてからご発言くださいますよう、お願いいたします。

また、出欠報告でございますけれども、本日渡辺剛委員からご欠席の連絡を頂いておりましたので、ご報告します。

それでは、これより議事に入っていただきたいと思います。議事進行は荻原委員長にお願いいたします。

(荻原委員長)

皆さん、司会を務めさせていただきます、荻原です。首都圏在住ということで、感染拡大地域ですので、そちらに伺うことができなくて、前回も予防のために出席がかなわなかったのですが、今回もこのような状況で失礼いたします。皆様には本当に貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。それから、ちょっと無理を言ったところもありますが、Zoom開催ということで、ご準備いただいた図書館の館長はじめ、さまざまな方々にも深く感謝申し上げます。双方向のやりとりがこのような形でできるというのは、本当にありがたいことだと思っております。それから今日は傍聴者の方々もいらっしゃると伺いました。図書館に関心を持っていただいて、本当にありがとうございます。

感染予防のために限られた時間で、短時間で終了したいと思っております。予定は1時間です。ご支援のほど、よろしくお願いいたします。2時半には必ず終了ということで考えております。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。まずは、「新潟県立図書館運営基本方針について」ということで、平田副館長からと伺っていますが、よろしいですか。お願いいたします。

(平田副館長)

県立図書館副館長の平田と申します。よろしく申し上げます。では、お手元の資料1「新潟県立図書館運営基本指針(案)」をご覧ください。新潟県立図書館は、現在平成30年度から令和2年度までの3年間について定めた目標達成に向けまして、業務に取り組んでおります。ここで申し上げますのは、来年度、令和3年度から5年度まで3年間の運営についてのもことになります。今年度9月に開催の第1回協議会では、これまでの当館の歴史を簡単に振り返りまして、現在の課題を整理した上で、今後も県民の皆様に対して、県立図書館として役割を果たしていくための運営基本指針として、案をお示しいたしました。本日お配りしている資料1では、前回から少し変更がありますので、その部分を中心に説明させていただきます。

最初に数字1から3の「地域社会への貢献」「県内図書館への貢献」「県民の生涯にわたる学びへの貢献」には、変更はありません。この3つの項目の下の、下線部分の説明が変わっております。当館の若手職員に、目標に照らしまして、一般の方により伝わるような表現を考えてもらいました。それぞれの項目について説明いたします。

1つ目、地域社会への貢献。まず県の行政施策と連携した取り組みです。これは新潟県が目指す姿の実現に向けまして、県立図書館として取り組もうというものです。これまでも担当課からの申し出を受けまして、施策と連動した図書の展示を行うなど、部分的には行ってまいりましたけれども、意識的に取り組みを強化しようというものになっております。

2つ目は、県立図書館がこれまでも重点的に取り組んできました、文化資産としての郷土資料の収集・保存・活用です。こちらは前回お示したものと同一となっております。

次に、「2 県内図書館への貢献」です。ここは最初の項目が、「県内図書館等が実施するサービスへの支援」と変更しました。その内容として、まず県内図書館等の貸出サービスの支援をお示しします。県内図書館等というのは、公民館図書室も含んでおります。まず県内図書館等への貸出サービスの支援ですけれども、図書館と図書館の間で、図書などを互いに貸し借りをして協力し合うことを、相互に貸し借りをするということで、相互貸借と言っておりますけれども、その中で、県立図書館としては、市町村の図書館などに対して図書を貸し出すことを、協力貸出と呼んでおります。市町村の図書館等が地域住民の皆様に対して行っている貸出サービスを支援することで、広く県民の皆様へサービスを行う、というものになっております。

次に、「県内図書館等への訪問事業」です。従来、訪問相談、訪問研修など、市町村へ出向いて、運営に関する相談にのる、あるいは研修を行うということを実施してきましたけれども、さらに市町村図書館職員の皆さんと顔を見える関係を築いて、支援を強化することを考えております。

2つ目の項目が、「県内図書館等職員の人材育成」です。前の項目で、協力貸出などで市町村図書館等を直接支援するというのと同時に、職員に対する研修を実施することで、人材育成を担いまして、県内の図書館全体のレベルアップを図りたいと思います。

次に、「3 県民の生涯にわたる学びへの貢献」です。下線部分にもありますように、共生社会の実現を目指して、図書館サービスを行います。背景には、障害者差別禁止法、読書バリアフリー法があります。また、県の第3次子ども読書推進計画がありますけれども、県立図書館でも、子どもや若い世代の読書推進に取り組んでまいります。

ここで、県立図書館職員の能力育成を挙げております。前回も説明申し上げましたけれども、これまで県民の皆様に対するサービスや、市町村図書館などの支援に取り組む中で、ともすると当館職員の研修が後回しになっていた感がありますので、ここで職員の人材育成を挙げさせていただきました。前回は2の「県内図書館への貢献」に含めておりましたが、市町村図書館支援はもちろんです、県民の皆様と直接接する場合には、当館職員のレベルアップがより必要ということで、この位置に変更いたしました。いずれにしても、当館の職員が意識的に研修に取り組むことと、それを図書館としてサポートすることが重要と考えまして、この指針に出させていただきます。

以上、簡単ではございますが、新潟県立図書館基本運営指針につきまして、前回お示したのものからの変更を中心に説明させていただきました。以上です。

(荻原委員長)

はい、ありがとうございます。ちょっとだけ補足です。私が存じ上げている限りですが、

この運営基本指針は、前回の第1回の図書館協議会でも、図書館側から説明されていますよね。ですから実質的には、昨年度からずっと、来年度からの新たな基本指針を策定する作業は続けていたということになります。それがいよいよ佳境に入ってきたということで、具体的な事業でどのように実現していくのかを検討していらっしゃるのではないかと考えております。

運営基本指針の検討においては、私も結構意見を出しています。次回の年度末の協議会で、皆様のご了承をいただいて、新年度からスタートするという手続きを取ろうと思って進めているところです。そのような段取りとすることは、すでに館長と話し合っております。こうした基本指針の策定においては、まず県民の皆様にご意見を聞いてとか、いろいろアンケート調査を行ってという手続きを経る場合もありますが、今回に関しては、少し今までの路線とシフトした内容で、すでにおわかりかもしれませんけれども、県域全体とか、県の行政といった、県全体を見据えたサービスや事業を実施していくことに重点を置いています。実はこれはチャレンジングな話なのです。去年と同じこと、おとしと同じことをずっと続けていくということではないので、県立図書館としても、まずは実施してみ、そのうえで県民の皆様にも、いろいろご意見なり、叱咤激励を頂いたり、私たちもいろいろと意見を言ったりして、すなわち、まずは始めてみましょうということです。そういう趣旨もあって、協議会以外では、こうしたご報告はしておりません。来年度から私たちは、新しい県立図書館の取り組みを注目していかなくてはならないということになります。本日は、そもそもこういった方向性をご了承いただけるかどうかということになるかと思えます。前回の協議会でもいくつかご意見を頂きましたが、今回もご意見があればお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もう少し時間を取ることができれば丁寧なご説明ができるかと思うのですが、今日は議題が2つあるものですから。よろしいでしょうか。方向性をご確認いただいて、ご了承いただければと思います。

繰り返しになりますが、県立図書館が具体的に何をしていくのかということ、例えば、貸出サービスの支援として何をしていくのか、訪問事業とは一体どういうことをするのか等に関しては、次の協議会のときに、もう少し丁寧に説明をしていただくということで、ご了解いただければと思います。現在、県立図書館では、日常的な実務と並行して、職員の方々がいろいろ検討なさっているということです。

3年間この指針を進めて、3年後に一度振り返って、また次の3年間の計画をたてていく、これを繰り返していくというサイクルを予定していると、私は理解しております。本来はこうしたことは図書館の方が説明なさるのだと思います、私が時間を短くというようにお願いしたので、簡潔に説明して下さったのだと思います。

よろしいでしょうか。この辺りで。では、また何かあれば、個別にご意見を図書館あてに寄せていただければと思います。よろしく申し上げます。図書館の方々はそれでよろしいですか。平田さんそれでよろしいですか。

(平田副館長)

はい、結構です。ありがとうございます。

(荻原委員長)

はい、それでは、議事の2に入ります。議題の2は、新潟県立図書館の今後の運営についてです。恐らく皆様も同じようにお考えかとは思ったりもしておりますが、このたびの新潟県の文教施設を対象とした民営化の検討というのは、新潟県立図書館の今後にとっては、極めて重大な局面であるというふうに、私自身は考えております。僭越ながら、図書館の有識者ということでこの協議会に関わらせていただいているという立場で、この件についていろいろと考えたりしているところですが、この場をお借りして、まずは、指定管理者制度、民営化といっても、指定管理者制度の導入ということになるんですが、この辺りについて簡単に説明させていただいて、そのあと委員長見解について、皆さんからご意見頂きたいと思えます。指定管理者制度についてご存じの方もいらっしゃると思うのですが、情報共有、お互いの共通認識を持つということでご了承ください。

指定管理者制度は色々な側面を持つ制度ですが、県立図書館で導入されるというのはどうなるのかということで、簡単に3点ほどにまとめました。

まず1点目ですけれども、民営化ということでおわかりかと思いますが、指定管理者制度が導入されますと、特定の民間事業者が、県立図書館の実務のほぼすべてを担うこととなります。一部分という場合もありますけれども、一般的には、図書館の実務のすべてを担うということになります。県行政の役割としては、こういうサービスを提供してくださいというようなことを取りまとめた、業務要求水準書とか仕様書とか呼ばれる文書をまとめて、民間事業者に提示をします。民間事業者は、その文書に基づいて、自分たちの持っている強みを発揮しながら、サービスの実務を担うということになります。県は行政という立場で、そのサービスがきちんと実施されているか、モニタリングをしたり評価をしたり、それから必要に応じて指導をしたりという業務があります。それから民間事業者と県の担当者が、割と頻繁に調整とか交渉とかをします。県民の方々からいろいろな意見が出されると、それを民間事業者と調整をして、交渉して、要望に答えていく、あるいは説明責任を果たしていくというようなことが、頻繁に行われることとなります。

2点目ですが、一般に民間事業者が実務を担うのは、図書館の場合だと3年から5年の期限付きということが多くです。指定管理者制度は、地方自治法に定められた制度なので、地方自治法の条文に、期間を定めて事業者の指定を行うと定められていることから、3年から5年の単位で、何年になるか、4年になるか6年になるかというのは、それは議会で決めることなのですが、そういった形で期限があるということです。県は、その期限が終わる時期に、新しい事業者を公募して選考します。そういった手続きが、周期的に繰り返されることとなります。民間事業者は、限られた期間で、自分たちの能力を最大限に発揮するサービスを実施するわけですが、こうした制度ですので、これもよく言われることですが、20年とか30年とかいう長期にわたる、一貫性のある実務の遂行というのは、そもそも制度的に前提とされていないということになると思えます。地方自治法の条文に「期間を定めて」とありますので、しかもその期間が20年とか30年ではないことが一般的ですので、そうすると1つの事業者が長期間にわたり一貫して実務を担うということは、制度的に想定されていないということです。

それから3つ目は、ひとたび指定管理者制度が導入されると、その後に考え直して直営にしようということがかなり難しいということになります。それまでの実務を担当し

ているのは民間事業者ですので、県の職員の方々に、県全体を見すえた図書館サービスの提供をした経験のある人、県立図書館の業務に関する研修を積んだ人が、時間の経過とともにいなくなってしまうためです。県の職員の方で実務経験者がいなくなってしまうので、直営に戻すのはかなり困難だと言えます。

そうしたことを考えますと、指定管理者制度の導入は結構大きな問題です。問題というか、根本的な変更というか変革になりますので、これはやはりよくよく考えたほうがいいと思います。先ほど言いましたように、重大な局面だと思います。

新潟日報の記事について知らせて頂いた時から、すぐに対応しなくてはということで、私が連絡をとれる限りの協議会委員の6名の皆様に、協議会の開催をご賛同いただき、館長に開催を請求して今日に至ったというようなことが、経緯としてはございます。名前を連ねていただいた委員の皆様には、本当に感謝申し上げます。この間に、新潟日報の「窓」という投稿欄に、県民の方が投稿してくださったというような情報も聞いております。

ここまでの説明ですが、よろしいでしょうか。これまでのことは、よろしいですか。

はい、それでは次に行きますね。本日、検討事項ということで、お考えいただきたいのは、指定管理者制度の導入に関しての、私ども協議会の意見をまとめて、図書館に、館長あてに文書を提出するということがいかがかということですので。第1回の協議会で説明があったかと思いますが、図書館協議会は図書館法に基づいて設置されていて、図書館長に対して運営とかサービスとかに関して意見を言うという、県民の意見を直接伝える協議機関です。そういう立場で意見をまとめて、文書化して、館長にお渡しするということではいかがかと考えております。そのことを決めたくて、この2、3、4、になっていくわけですが、それはよろしいでしょうか。ご了承いただいてよろしいでしょうか。

では、ご了解いただいたということで。図書館長への提出の時期は速やかにと考えております。できれば私に一任いただければと思います。できれば、直接お渡ししたいと思っています。それから図書館長と私とで意見交換もしたいと考えています。感染予防も考え合わせて、いつになるかというのは館長のご都合も伺ったりして決めていきたいと思っています。その時期に関しては私に一任していただければと思います。いつ、どういう形でお渡しして、どういう意見交換が行われたか等々に関しては、次の協議会で私から皆さんにご報告したいと思っています。

それが手続き的なところで、あとは内容ですが、12月に私が新潟県立図書館に対して指定管理者制度を導入するということについてどう考えるかをまとめて、皆様にお渡しした委員長見解をたたき台にして、少しご意見などをいただければと思っています。内容に関しては今日ご了承をいただき、体裁に関しては、できれば私に一任していただきたいとも思っています。ただし、とりまとめた文書を一度皆様に確認していただいて、ご了承いただいた上で、館長にお渡しするというのを、次回の図書館協議会の開催前までには必ず行うというような段取りを考えております。県行政で検討会が開催されて「年度内に民営化の方向性を固める予定」と報道されておりましたので、こちらも年度末までには、きちんとした文書をまとめて、館長にお渡しすることを予定しています。

内容としては、冒頭に「本協議会としては、県立図書館は県職員である司書によって運営する県直営施設であることが必要であり、指定管理者制度の導入等による民営化の検討対象とはならないと考えます」という結論を記しています。「直営がいい」という意味です

が、現在は検討している途中なので、「検討対象にはならない」という表現にしました。ご意見があればお願いしたいと思います。

その理由ですけれども、4点あげました。まず1点目が、市町村立図書館等への支援を継続し、かつ充実させていく必要があるということです。文部科学省による「望ましい基準」でも、県立図書館は市町村立図書館とは違って、市町村立図書館を支援するという内容が示されております。実際に新潟県立図書館も、訪問研修とか訪問相談によって、実務経験を踏まえた支援を行ってきたところです。「新潟県立図書館が市町村立図書館等に対して、適切な支援を行い、さらに学校図書館、大学図書館等を含む県内図書館の連絡調整を、適切かつ円滑に行うためには、市町村立図書館等との関係を長期間にわたり培っていく必要があります。したがってその担い手は県職員であり、かつ図書館の実務経験を備えた司書である必要があると考えます。」というのが、1点目の理由です。

2点目は郷土資料です。「郷土資料を適切に管理し続けるためには、長期にわたる図書館職員の育成が必要です。新潟県立図書館が所蔵している、戦前からの新潟県に関する資料は、国内でも唯一無二のコレクションであると認識しております」としています。主に書庫に保存されている郷土資料は、県立図書館が、ここに移る以前から蓄積してきているものです。実際には、ただ資料を蓄積して保存しているだけではなくて、全国の郷土史家の方々からの様々問い合わせに対応したり、それから越後佐渡デジタルライブラリーで、デジタル画像をウェブで公開しているというように、いろいろな意味で活用されています。今後もそれを必ず継続していかなければならないだろうというように考えるわけです。「県立図書館には、新潟県民のかけがえのない財産である郷土資料を適切に管理し、次世代に引き継いでいく責任があります。そしてその責任を果たすことができる県職員である司書も、長期にわたり育成し続けていくことが重要であると考えます」としています。特に郷土資料は、どんな資料があって、そこにどういう記載内容があってとか、他にどういった類似資料があるかなどをきちんと把握していて、そして質問等に対応できる職員の方が必要で、ずっと受け継がれていく必要があると考えるところです。

それから3つ目ですね。「県全体の読書環境の整備等、県行政にかかわる取り組みを期待しています」としています。これは、都道府県立図書館の役割として一般に認識されているところですが、都道府県全体として、読書とか情報提供などにかかわる施策を実施するための計画を策定するときには、県立図書館が、かなり重要な役割を果たすという認識が社会的にあるということです。例えば、ほかの都道府県も同様ですが、子ども読書活動推進計画ですね。先ほど平田副館長も新しい運営指針のところの説明なさっていましたけれども、子ども読書活動推進計画には県職員である県立図書館の司書がかかわっています。それから今後は、読書バリアフリー法が制定されましたので、視覚障がい者等の読書環境の整備に関して、都道府県は、新潟県に限らず、県としての計画を策定し、そして実施していくはずで、そのときに、子ども読書活動推進計画と同じように、県の職員である司書が、現場経験を踏まえて政策にかかわっていくのは、新潟県にとってとてもメリットが大きいと考えます。要するに地に足がついた計画ができるということです。

それから、がん対策も日本では大きなテーマですが、がん情報の提供というような形で、県立図書館としては、県の施策に深くかかわるようなサービスを提供できるということです。この辺のところ、先ほど平田副館長からご説明いただいた運営指針の、県の行政施

策と連携した取り組みと深くかかわってくることになります。これまでの実績がまったくないわけではないですが、これからとても期待しているところだと、その担い手はやはり民間事業者ではなくて、県の職員としての司書が一番円滑に進められる「最も適切である」と考えています。

それから4つ目ですが、これは私たち図書館協議会の存在意義についてです。きちんとした運営をしていますということです。今回のことは、新潟県立図書館が特に何か悪かったということではなくて、新潟県立図書館の運営自体はきちんとされているけれども、県の財政状況を背景としていると理解しております。新潟県立図書館の運営自体に関しては、民間事業者が行うところの Plan・Do・Check・Action のサイクルで回していますということです。私どもは、まだこの期が始まってから1年目ですが、ずっと前から、図書館協議会による要望や指摘を提出すると、図書館側の考え方が提示されてきました。例えば昨年度は、障がい者サービスをもっと充実させてくださいよとか、郷土資料に関して、活用を図るためのクリエイティブ・コモンズかパブリック・ドメインを越後佐渡デジタルライブラリーに付してくださいという要望を提出しました。そして、県立図書館ではこう考えますという提示があって、そうしたサイクルがずっと続いてきております。私たちは、このサイクルのもとに役割を果たしてきているので、特段にこれを崩してまで新たな体制とすることが必要なのか、県民にとっては重要、有益なことなのかということで、「大変困惑しております」というような表現としています。私たちがちゃんとやっています、図書館とパートナーシップを組んでやっております、ということをやはり言うておきたいなと思うところです。

以上が、私からの提案です。もちろん県民の方々のご意見が尊重されることにはなると思います。協議会は、県立図書館に一番近い立場で、県民の方々と県立図書館との接点のような位置付けにもあると思いますので、協議会とどのように考えるかというのは、重要だと思います。率直なところで、ご意見やご質問などを頂戴できればと思いますし、むしろ皆様のご意見を尊重しなければならないと私は思っております。どなたからでも構いませんので、お考えになるところをおっしゃっていただければありがたいと思っております。では朝日さん、お願いします。

(朝日委員)

糸魚川から参加しています、朝日です。それでは、時間もないので、私から感想と要望をお伝えします。やはり、なぜ「県立図書館が民営化に」という話題になったか、民営化の対象施設として挙げたのかという疑問をテレビのニュースを見て一番に思いました。協議会を通じていろいろな活動をされているのも知っていましたが、県民代表として、チェック機関というような形で意見したり、評価したりもしてきて、何か不手際があったというか、何かもう少ししなければいけないことがあったのではないかと、思ったのが率直な感想です。しかし、委員長からそういうことではないということが分かりよかったです。

そして、経済的な問題、予算の関係ということが大きいのではないかと思います。司書という仕事に対して、安い給料で働くということではなくて、きちんとした資格を持った仕事という形で、不当廉売にならないように評価をしたり、また研修を積み重ねて、さ

らなるキャリアと活動の場所を与え就労してもらうには、やはり長く直営で運営されていたほうがいいのではないかと考えています。よって、昨年末にメールで頂いた内容には、賛成できる所が多く、このままで結構かと思っています。

また、もう少し、今までも言ってきたことなんですけれど、県民に対して県立図書館が行えることや、行って来たことなどを発信して頂けたりすると、それを知った県民からも県の直営でなければできないのではないかと、思うようになるかと思っています。若干、県立図書館の発信力が弱かったのかなと思うところもあります。全ての内容を発信できないにせよ、もう少し広報や報告をしていく努力が必要かと思っています。

もしできれば、来年度からは、民営化の対象に名前がちょっとでも挙がらないように発信して頂いてもらいたいです。県立図書館という場所が、実際に来館できる人だけが利用者という認識から子どもから大人まで、県民全員が利用できる場所と思えるような県立図書館としてアピールしていただきたいです。

(荻原委員長)

はい、ありがとうございます。猪俣委員、お願いします。

(猪俣委員)

はい、よろしく申し上げます。この委員になって初年度でございますので、少し的外れなことを申すかもしれません。先ほど、資料1のところ、県立図書館の運営基本指針というのを頂きました。その中に示された内容というのは、県の目指す方向性というところで、ほかの施策とリンクした内容であると考えております。図書館のところだけ取り出したんじゃなくて、県のこれから行くべき方向性を示した図書館版だというふうに私は理解しております、直営であるべきだと思います。

ただ特にその直営であるべきというところは、やっぱり幅広い視点から、いろんなところで指導していただきたい。今私の現場というか、私は新潟県保育連盟から出身母体で出てきておりますが、目の前の子どもたちの読書生活の、ほんとに根っこになる部分の、絵本離れというのがすごく進んでまして、園でも一生懸命それに取り組んでいるんですが、いまひとつ、もう少し社会全体として取り組んでいかなければならないのかなと。情報機器による、スマホとかいろんなそういうところで、いろんなアニメとかっていうのは子どもたちは見てるんですが、絵本を貸し出しても、次の日までかばんの中に入れてきて、読んでもらえなかったよって寂しように言う子どもたちを見ると、何とか親子で絵本が楽しめるのかなというふうに、常日ごろ考えております。

そういうところで、本来直営であって、費用対効果というところを見ますと、本当にこの図書館という所は、そういうところから外れると思いますが、目に見えないところの大きな仕事を担っている、そういうところだと思っています。

ただ、今いろんな所で指定管理者制度というのが、本当にやっぱり人件費というところがネックになるのかなと思うんですが、そういうことで指定管理に移っているいろんな所が多くなってきていると思います。先生のほうで、そういう指定管理の先行事例とか、そういうところの課題とかが、もしご存じでしたら、教えていただきたいなと思っています。

(荻原委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにもご意見あるかと思うので、簡単に補足します。直営にまったく問題がないというわけではなく、今も朝日委員がおっしゃったように、直営であれば全て素晴らしいのかというと、またそこは考えなければならないところではあり、指定管理者制度が全て悪いのかというとそうでもない、ということはあると思います。ただし指定管理者制度の導入は大変大きな変更であるということと、県立図書館は新潟県に一館しかないの、本館は直営で、分館は指定管理者が担うというような市立図書館のような体制とはまた違います。唯一無二の図書館ですので、これを民間事業者が担うのはちょっとまずいのではないかと思うところです。

いつも話題になるのは人件費です。私が人件費の話をあえてしなかったのは、人件費はサービスの実務を担う民間事業者の裁量であるためです。ですから、私たちがどんなに願っても、人件費は民間事業者が、県が設定した金額でのやりくりの結果ということになります。ですので民間事業者が、高い給与で職員を雇用するというような、人件費の高い運営ができないことはないわけですが、実際にはそうしたことはないです。そうした民間事業者はないというのが現実です。人件費に関して県民がとやかく言えないというのが、ジレンマです。個別の事例では、指定管理者制度でうまく運営している図書館もあるかもしれないのですが、制度が変わると運営ががらっと変わるということです。つたない説明で申し訳ないんですけども。

はい、鶴田委員、お願いします。

(鶴田委員)

鶴田です。よろしくお願いします。今制度が変わると運営が変わるところで、「あ、そうだ」と思ったのですが、県に1つしかないものである県立図書館であるならば、やはり指定管理者ではなくて、損得なく動くというか、動いてくださる職員であってほしいと、私は県民の一人として、住んでる県民の一人として思います。

それと、やはりよくものがわかってる司書さんがいらしたり、いろんなことがわかって、うまくいくといいなというのが1つあって、委員長さんがおっしゃるとおりなんだと思うんですが、12月10日に出た記事のことというのは、職員の方ももっと早くから、いつから知ってらっしゃったのかは存じ上げませんが、その辺りのことで、やはりその辺りのことがどうなっていたんだろうというふうな、ちょっと不信というか、気になっていたり、それからさっき朝日委員が言われた、県立図書館の発信する力というのを、やはり今までになく、本当に今までは紙ベースの新聞だったり本だったりしたのが、今は本当にインターネットの時代でいろんなものが出回っているの、時代がどんどん急激に変化していて、私なんかはとてついてもついていけないんですけども、その辺りをうまく損得なくというか、調整してくださるような立場で、県立図書館が動いてくださるといいなというふうに、深く願っております。まともりませんが、すみません。以上です。

(荻原委員長)

ありがとうございます。県立図書館のほうから何かありますでしょうか。よろしいです

か。では続けますね。いつから知っていたのかしら、どうなっていたのかしらという疑問があるということですね。高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

高橋です。まずこの話を聞いたときに、指定管理になるってどういうことなのかなって考えたんですけども、やっぱり民間になってしまうと、まず心配なのが、図書館というのはただ本を貸し借りするだけの所ではないということで、あわてて図書館法をちょっと昨日勉強してみたんですけども、第3条の1でしようかね、郷土資料ですとか、そういうことの一般公衆の利用に供することというようなことがありますように、ちょっと短くしましたけれども、こういうところが大切なんじゃないかなと思いますし、あと費用の面なんですけれども、すでに派遣の方使ってらっしゃいますよね。だからすごくもう抑えてると思うんですよ、現在としても。それで、さらに仕分けが、事業仕分けみたいなのが入るのはどういうことだというふうにも思っているんですけども、新潟市さんが、まず新潟市さん、図書館側が事業仕分け入れかけたんですけども、とどまったっていうわさを聞いたことがあるんですけども、それはどういうことかという、やっぱり新潟市さんの事業としてはブックスタートというものに力を入れていたということと、それから学校図書館支援センターというものが中であって、学校図書館を支援してるんだという強いアピールができたという感じでしょうかね。だから県立図書館さんも、非常に市町村の図書館に協力したりしているということが、センターという名称があれば伝わったのかななんて思ったり、あとは友の会ですね。新潟市の図書館さんは友の会というのがあって、それでお部屋があるみたいなんですね。だから内部でいろいろ活動している様子が、周りの人に伝わりやすかったのかなというふうに思うんですね。新潟県の図書館さんも、ボランティアの方々がたくさんいらっしゃって、1年間にいろいろな作業があると思うんですけども、古本市ですとか、そういうこともやってらっしゃるんですけども、何となく一般の方に伝わってなかったのかなというふうな気がしてまして、やはりもうちょっと、いろんな方を巻き込んでいるんですけども、伝わりにくかったのかなというふうに思うんですね。

それから新潟の人っていうのは結構本を読むのが好きで、読書会ですとか、ビブリオバトルですとか、あとブックカフェですとか、いろいろな活動されている方がいらっしゃるので、そういう方々を何とか図書館のほうに招いて、活動していただいて、そうするとあいう皆さんは、インターネットでいろいろ発信してらっしゃるので、県立図書館からもうこういうことができますよということが発信できたのではないかなと思いますので、今後はせっかくいろいろな活動をされているんだし、こういう立派な建物があるので、どんどん活用していただきたいなというふうに思っております。まとめませんでしたが。

(荻原委員長)

ありがとうございます。新潟市の学校図書館支援センターは、Library of the Year 2020の特別賞を受賞されたんですよ。この場を借りてですが、おめでとうございます。

ほかにありますか。館長、はい。

(外丸館長)

さきほどの質問にお答えしながら、状況を説明させていただきます。新聞報道が当日出るまで私どももわかりませんでした。その後調べた結果ですけれど、先ほど委員長もおっしゃっていただきましたが、1年半近く前、令和元年新潟県行財政改革行動計画の中で、公共施設をいろいろな、民間だけじゃなくて、統廃合とか市町村への譲渡を含めて、ゼロベースで見直しをしましょうという計画が決まっていました。公共施設の中で割合直営施設が多い文教施設について、今回見直しを検討しましょうということで始まったものでございます。

現段階では、指針が決定しているということではなくて、有識者の方の意見を聞いて、それを基に県内部で検討、判断していくという状況です。

私ども、県立図書館としまして、先ほどお示しいたしました、運営指針のとおり、来年度以降、県行政との連携、県内図書館への支援、この辺特に力を入れて進めてまいりたいと考えております。

(荻原委員長)

ありがとうございました。全国的に見ますと、私は、こういったことは今後もあり得るというか、これが始まりだと思っています。多分この先も、直営である意義は問われることになるかと思えます。いろいろな都道府県立図書館で直営か指定管理者かが問われていて、それぞれに説明したり、県民の理解を得るような取組をしています。ですから新潟も例外ではないということです。直営であり続けるならば、実績と県民の皆さんのご理解とが、この先も必要になってくる、この先も実績を示して期待に応えるということ、繰り返していくことになるのではないかと考えております。

すみません、予定していた時間がもうすでに過ぎておりますが、よろしいでしょうか。進行にご協力いただいて本当にありがとうございます。

それでは本日の検討事項についてまとめに入りたいと思います。私が作成しました委員長見解の内容については、協議会の意見として大筋ご了承いただいたことにさせていただきます。この了承をもって、私のほうで文書を作成して、一度皆さんにお戻しして、ご了承いただいた後に、しかるべきときに、早い時期に館長にお渡ししたいと考えております。

以上で、この件に関しての議事は終了ということにさせていただきますが、その他ということで何かあればですが、大丈夫でしょうか。はい、お願いいたします。

(吉田委員)

新潟県立図書館さんに1つお聞きします。今回、非常にいい意見がまとまりそうかなと、委員の一人として、また市町村立図書館の立場として、本当に心強いのですが、行財政改革行動計画担当部局の、有識者検討委員会の第1回目が今日、開かれているお話もお聞きして、そちらのほうも、年度内というような新聞記事がありました。今回この意見書が、なるべく速やかに委員長さんから提出されたあと、どういうふうの有識者の委員会のほうに反映されるのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。年度内なるべく早く、委員長さんから図書館長さんへという話でしたが、検討委員会とのスケジュールの調整など、そ

の辺りどのようになっているか、おわかりになる範囲で教えていただければと思います。

(外丸館長)

私どもはスケジュールを把握しておりませんが、私ども図書館の主管課を通じて、検討委員会で意見を述べるような機会があれば説明していくことになるのではと思います。

(吉田委員)

ぜひよろしく願いいたします。

(荻原委員長)

ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございます。私たちの立場としては、館長に意見を申し上げることが、制度的には限界ですので、これを県民の声としてぜひ活かしていただければと思います。それから県立図書館にも、いろいろな課題があるということで、今日出された皆さまのご意見を、図書館でぜひ検討していただくようにと思います。議事はこれで終わりにさせていただきます。事務局にお返しします。

(富岡企画協力課長)

それでは、本日は熱心なご討議、ありがとうございました。連絡事項を申し上げます。本協議会の議事内容は公開されることとなっておりますので、議事録等ホームページで公開します。議事録の案ができ次第、委員の皆様方にお送りしますので、内容をご確認いただいた上で、修正等していただいて、ご返送くださいますようお願いいたします。

それでは以上で、本日の図書館協議会を終了いたします。ありがとうございました。